

現代産業選書 知的財産実務シリーズ

WTO加盟に向けた

改正 中国特許法

— 実施細則・
審査基準・注釈 —

中国、WTO加盟、改革解放の確立に向けて
— 「13億人の巨大市場」自由貿易の枠組みの中へ —

三協国際特許事務所 所長 小谷 悦司
外国部 今道 幸夫・梁 熙艶 共編

世界貿易機関(WTO)加盟国は、中国のWTO加盟を11月に承認する事で合意した。世界で7番目の実質GDP規模を持つ巨大市場・中国が、遅くとも明年1月から世界経済体制に組み込まれる。そのため、中国は現在、グローバル市場参加に向けた構造改革をあらゆる分野で猛烈な勢いでやっている。法制度においても、大きな改革が行なわれている。

知的財産に大きな影響力を持つ特許法もその例外ではない。昨年8月に、「第二次改正中国特許法」が公布され、「第二次改正中国特許法実施細則」が本年6月に公布され、7月1日よりそれらが施行された。

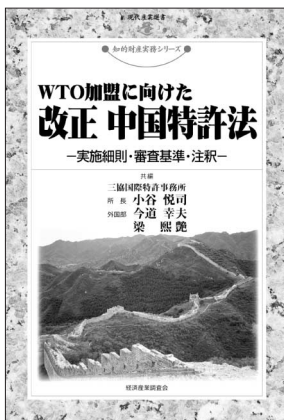
グローバルな市場で勝ち抜くための原動力は知識であるという中国指導者の理念の下、今回の法改正では、より価値の高い発明を生みだすために、発明への高い報酬を鮮明にし、発明者を厚く保護する姿勢を明らかにした。また権利保護を強化するために、提訴前の侵害行為の差し止め、停止命令(仮処分)、財産保全など、TRIPS協定に定められた暫定措置が明確に規定された。無審査で権利化されていた実用新案については、権利行使の際に技術評価書を提出することを義務付けた。これによって、実用新案の法的安定性と実効性を高めようとしている。

さらに、本年6月22日に公告された最高人民法院(最高裁判所)の司法解釈では、「均等論」の容認を明言している。

本書は、改正特許法および実施細則を「新旧対照表」のかたちで、改正部分が一瞥して理解できるように収録。さらに内容解釈の一助として、最高人民法院の最新の司法解釈を考慮した詳細な「注釈」を付している。

また、新しく採用される予定の審査基準改正案の重要部分の完全訳を収載するとともに、「改正法での発明特許出願の各手続きフローチャート」、「全国の専利工作管理部門(旧特許管理機関)一覧表」「知識産権廷が設けられている代表的な人民法院一覧表」の掲載など、実務関連資料面も充実。

弁理士・弁護士事務所の皆様はもとより、中国へのビジネス展開をされております企業法務部の皆様、必読・必備の書となっております。



A5判 336頁
定価 3,990円(税込)
送料実費

発行 財団法人 経済産業調査会

本部 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

電話 03(3535)4882 FAX 03(3535)4884

近畿本部 〒540-0028 大阪市中央区常盤町2-2-11 TEL 06(6941)8971 FAX 06(6941)8992

中部支局 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-7-5 TEL 052(212)0668 FAX 052(212)0667

東北支局 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-1-17 TEL 022(227)0978 FAX 022(223)5582

四国支局 〒760-0052 高松市瓦町1-9-9 TEL 087(862)6133 FAX 087(862)0477

中国支局 〒730-0017 広島市中区鉄砲町1-20 TEL 082(228)4911 FAX 082(211)1184

知的財産権保護の実効性を確保するため、 大改正された中国特許法・実施細則、中国最高裁の最新の司法解釈を考慮して詳細に解説

目 次

推薦の辞

北京大学知的財産権教学研究センター・
教授 陳美章

序文 改革開放と共に、改革開放を守り
中国国家知識産局条法司・副司長 文希凱

第一部	第一次改正特許法と 第二次改正特許法の対照表
第一章	総 則 (第一条～第二十一条)
第二章	特許権付与の要件 (第二十二条～第二十五条)
第三章	特許出願 (第二十六条～第三十三条)
第四章	特許出願の審査及び認可 (第三十四条～第四十一条)
第五章	特許権の存続期間、消滅及び無効 (第四十二条～第四十七条)
第六章	特許の強制実務許諾 (第四十八条～第五十五条)
第七章	特許権の保護 (第五十六条～第六十七条)
第八章	附 則 (第六十八条、第六十九条)

第二部 第二次改正特許法の注釈

第三部	第一次改正実施細則と 第二次改正実施細則の対照表
第一章	総 則 (第一条～第十五条)

第二章	特許出願(第十六条～第三十七条)
第三章	特許出願の審査及び認可 (第三十八条～第五十七条)
第四章	特許出願の不服審判と 特許権の無効宣告 (第五十八条～第七十一条)
第五章	特許の強制実施許諾 (第七十二条、第七十三条)
第六章	職務発明創造の 発明者に対する報奨と報酬 (第七十四条～第七十七条)
第七章	特許権の保護 (第七十八条～第八十七条)
第八章	特許登録及び特許公報 (第八十八条、第八十九条)
第九章	料 金 (第九十条～第九十八条)
第十章	国際出願についての特別規定 (第九十九条～第一百六条)
第十一章	付 則 (第一百七条～第二百二十二条)

第四部 審査基準改正案第二部の抜粋訳

第一章	特許権が付与されない出願
第三章	新規性
第四章	創造性
第六章	単一性と分割出願
第九章	コンピュータプログラムに 関連する発明の特許出願の審査

関連資料

きりとり線

申 込 書

WTO加盟に向けた
改正 中国特許法 _____ 部注文します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

郵便番号 _____ ご住所 _____

(ふりがな)

ご社名 _____

部課名 _____

ご担当者 _____

☎電話 _____

(必ず明記して下さい)